

改正 平成 31 年 4 月 1 日

## 第 1 通則

地域活動支援センターⅢ型事業運営費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和 35 年八王子規則第 19 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## 第 2 交付の目的

この補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項第 9 号の規定に基づく地域活動支援センター事業を実施するために、社会福祉法人、特定非営利活動法人、財団法人、社団法人、医療法人、学校法人又は宗教法人（以下「法人」という。）が、八王子市の区域内に設置する事業所等の運営に要する費用の一部を補助することにより、障害者及び障害児の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

## 第 3 交付の対象

この補助金は、法人が八王子市の区域内に設置し、かつ、適正な運営を行っている事業所等であって、地域活動支援センターⅢ型事業（以下「補助事業」という。）を行う者を交付の対象とする。

- 2 この補助金の交付対象となる経費は、前項に該当する補助事業の運営に要する人件費及び運営費等とする。
- 3 補助事業を実施する年度（以下「事業実施年度」という。）の 4 月 1 日から 3 月 31 日までに支払いが完了した経費を補助対象とする。ただし、人件費や光熱水費など事業実施年度の支出であって、3 月 31 日までに支出が完了しない経費については、市の出納整理期間中に支払額を確定し、経費の支払いを確認できる場合にのみ補助対象とする。

## 第 4 補助金の交付額

この補助金の交付額は、別表 1「地域活動支援センターⅢ型事業の補助金額の算定方法」の第 1 欄の年間基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額（金額に 1,000 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。）とする。

- 2 八王子市長（以下「市長」という）は、補助事業が再編された場合など必要と認めるときは、前項の規定によらず補助金の交付額を算定することができる。

## 第 5 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする法人は、第 1 号様式による補助金交付申請書に關係書類を添えて、市長の指定する期日までに提出しなければならない。

## 第 6 補助金の変更交付申請

この補助金の交付申請の内容を変更しようとする法人は、第 4 号様式による変更交付申請書に關係書類を添えて、市長の指定する期日までに提出しなければならない。

## 第 7 補助金の交付の決定

市長は、第 1 号様式又は第 4 号様式による補助金の交付申請又は変更交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、その決定の内容及び交付の条件を、第 2 号様式による交付決定通知又は第 5 号様式による変更交付決定通知書により、法人に通知するものとする。

## 第 8 補助金の請求

第 7 の規定による交付の決定を受けた法人は、第 3 号様式による請求書により市長に請求す

るものとする。

## 第9 補助金の交付

この補助金は、第7の決定に基づき概算交付する。

### 第10 交付の条件

この補助金の交付の条件は、別紙のとおりとする。

#### 第11 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後の事情の変更等により、市長が特別に必要が生じたと認めるときは、市長はこの決定の全部又は一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

#### 第12 事故報告等

法人は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 第13 実績報告の提出

法人は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早い方の日から30日以内に、第6号様式による実績報告書を市長に提出し、精算すること。別紙2の(2)の規定により中止又は廃止の承認を受けた場合もまた同様とする。

#### 第14 補助金の額の確定等

市長は、第13の実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、第7号様式により法人に通知する。

#### 第15 是正のための措置

市長は、第14による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、法人に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとることを命ずるものとする。

#### 第16 決定の取消し

1 市長は、法人が次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定後に暴力団の利益となる利用であることが判明したとき。

(4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。

2 1の規定は、第14により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

#### 第17 補助金の返還

1 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に法人に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第14の規定により法人に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

#### 第18 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

## 交付の条件

この補助金は次に掲げる条件を付して交付する。

### 1 補助金の交付時期及び交付回数

補助金の交付時期及び交付回数は、4月、10月の年2回とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

### 2 承認事項

法人は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、(1)に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

### 3 状況報告

法人は、市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況に関し、書面により報告しなければならない。

### 4 遂行命令等

この要綱の制定による報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、法人に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

なお、この命令に違反したときは、市長は、法人に対し、当該補助事業の一時停止を命ずるものとする。

### 5 事業の照会

市長は、暴力団による利用であるかを確認する必要がある場合において、所轄の警察署へ照会するものとする。

### 6 他の補助金等の一時停止等

市長は、法人に対し補助金の返還を命じ、法人が当該補助金の全部又は一部を納付しない場合において、法人に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

### 7 財産の管理義務

補助事業により取得した財産については、取得後及び助成事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

### 8 関係書類帳簿の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出その他の関係書類を、当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

### 9 事業の監査

補助事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

別表 1

地域活動支援センターⅢ型事業の補助金額の算定方法		
(第 1 欄)		(第 2 欄)
年間基準額* ① + ②		対象経費
①基本補助	②地域活動支援センター事業機能充実事業加算	
7,500,000 円	<p>平成 24 年度において、「精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費補助金交付要綱」に規定する補助金交付を受けていた場合に加算</p> <p>基本補助 (年額) 482,000 円×利用者数※1</p> <p>重度加算 (年額) 168,000 円×重度者数※2</p> <p>※1 19 名を上限とする                      ※2 重度加算は、利用者のうち、重度者 (愛の手帳 1~2 度、身障手帳 1~2 級) が 4 人以上の施設に対し、重度者数分を加算する。</p>	<p>地域活動支援センターⅢ型事業を運営するために必要な次の科目</p> <p>人件費 (給料、職員手当、共済費、報酬及び賃金)、建物等借上料、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費及び指導用教材費)、役務費(通信運搬費、手数料及び保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、職員等研修費、公租公課、行事費、健康管理費、受注開拓費など</p>

\* 年間基準額について

- (1) 年度途中で事業を開始又は終了する場合は、年間基準額を 12 で除した数値に対象月数 (事業実施月数) を乗じて得られた数値を補助基準額とする。事業実施期間が 1 月に満たない期間がある場合は、補助額の算定においてはこれを切り捨てる。
- (2) (第 1 欄) 年間基準額②地域活動支援センター事業機能充実事業加算については、障害者施策推進区市町村補助補助事業が継続する場合に限る。